

令和8年度第1回日野市教育委員会いじめ問題対策委員会 議事録

1 概要

日 時	令和8年7月22日（水曜） 午後3時00分 から 4時00分 まで
場 所	日野市役所本庁舎5階 506会議室（オンラインハイブリット）
出 席	10名（委員）嶋崎委員、豊岡委員、角南委員、中村委員、山科委員、福田委員、橋本委員、浅野委員、古井委員、石川委員
事 務 局	白石教育長、中田教育部長、宇田川教育指導担当部長、前田統括指導主事、高橋教育施策担当課長、河住教育指導課指導係長、小松教育指導課指導係主任
開 催 形 態	公開（傍聴者0名）
議 事	(1) 日野市教育委員会いじめ問題対策委員会について (2) 日野市におけるいじめの現状、いじめの防止等のための基本方針について (3) いじめ防止対策推進法第28条第1項に係る調査等について【非公開】
記 録 作 成	（教育指導課）河住

2 要点録

1. 開会

○ 宇田川教育指導担当部長

- ・第1回日野市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催。
- ・出席予定10名中9名以上の出席により会議成立。委員長選出まで議事進行を担当。

2. 挨拶

○ 白石教育長

- ・日野市はいじめ防止対策推進条例を制定し、条例に基づくいじめ問題委員会としては初めての開催。
- ・本委員会の役割として、いじめ防止対策の推進協議、個別具体事例への知見を生かした意見提供を通じて、日野市の子供たちのいじめ問題に対応していきたい。
- ・市内小中学校におけるいじめの認知件数は年約1000件。子供たちにとって苦しい悩みであり、解決が必要。大人が支援し、子供が解決できるような手助けをしながら成長を促すような解決を目指す。
- ・重大事態等については、大人がしっかりサポートし、子供を助けていきたい。

○ 宇田川教育指導担当部長

- ・教育長は公務のため、ここで退席。

3. 委員及び事務局紹介

○ 宇田川教育指導担当部長

- ・出席委員9名としたが、10名に訂正。出席予定の10名全員が出席。
- ・委員名簿に沿って、各委員（嶋崎政男、豊岡弘敏、角南和子、中村碧、山科満、福田憲明、橋本裕美、浅野大輔、古井葉月、石川誠）と、本日欠席の和田栄治委員を紹介。
- ・事務局職員（中田教育部長、前田統括指導主事、高橋教育施策担当課長、河住教育指導課指導係長、

小松教育指導課指導係主任)を紹介。

4. 委員長、副委員長選出

○ 宇田川教育指導担当部長

- ・規則第6条第2項に基づき、委員長及び副委員長を委員の互選で定める。委員長の互選について意見を求める。

■ 福田委員

- ・いじめ問題に対して広い知見と豊富な経験を持つ嶋崎政男委員を委員長に推薦。

○ 宇田川教育指導担当部長

- ・嶋崎委員を委員長とすることについて、他の委員に諮る。(一同拍手により賛成)
- ・嶋崎委員に委員長を依頼。
- ・続いて副委員長について意見を求める。

■ 嶋崎委員

- ・豊岡先生に副委員長をお願いしたい。

■ 豊岡委員

- ・受諾する意向を表明。

○ 宇田川教育指導担当部長

- ・豊岡委員を副委員長にすることについて、他の委員に諮る。(一同拍手により賛成)
- ・豊岡委員に副委員長を依頼。
- ・委員長、副委員長より挨拶を求める。

■ 嶋崎委員

- ・委員長就任の挨拶。委員の協力を要請。

■ 豊岡委員

- ・副委員長就任の挨拶。

○ 宇田川教育指導担当部長

- ・今後、議事進行は嶋崎委員長にお願いする。

5. 議事

議題の公開・非公開確認

■ 嶋崎委員（委員長）

- ・本日は傍聴人0名だが、本委員会は本来、公開でよいのか確認。

○ 事務局

- ・原則、公開となる。

■ 嶋崎委員（委員長）

- ・原則公開の確認、および本日非公開とする議題があるか事務局に確認。

○ 事務局

- ・議題(3)は「日野市情報公開条例第7条」の非公開情報に該当するため非公開となる。

■ 嶋崎委員（委員長）

- ・委員の同意を得る。(一同賛成)

(1) 日野市教育委員会いじめ問題対策委員会について

■ 嶋崎委員（委員長）

- ・事務局に説明を依頼。

○ 事務局

- ・いじめ認知件数増加、事案の深刻化・複雑化が進み、法的な根拠に基づいた組織的対応が必要。令和 8 年 4 月に「日野市いじめ防止対策推進条例」を制定。条例第 15 条に基づく教育委員会の附属機関として本委員会を設置。
- ・所掌事項は、法第 28 条第 1 項の重大事態調査、調査部会による調査の経過及び結果の審議、いじめの実態把握及び分析など。
- ・委員の任期は 2 年（令和 10 年 5 月 31 日まで）。
- ・開催頻度は年 2 回の定例委員会のほか、法第 28 条第 1 項調査の結果報告の審議の都度開催。
- ・対面開催を基本とするが、今回のようなハイブリッドやオンライン開催の可能性もある。
- ・規則第 7 条に基づき原則公開だが、日野市情報公開条例の「非公開情報」に該当する事項については、対策委員会に諮り全部または一部を非公開とする場合がある。
- ・会議録は要約筆記で作成し、開催日時、出席者、審議事項、発言者などを記載。委員確認後、非公開事項を除き市ホームページで公開。

■ 嶋崎委員（委員長）

- ・重大事態調査は学校の設置者主体または学校主体で実施されるが、いずれについてもこの委員会が関わるのかを確認。

○ 事務局

- ・その通り。

■ 嶋崎委員（委員長）

- ・学校主体で調査した場合、学校から出された報告書についてこの会議で審議を行うという理解でよい。

○ 事務局

- ・結果の報告について、対策委員会でその内容を審議する形となる。

■ 嶋崎委員（委員長）

- ・学校主体での調査についても委員会で審議する「日野市方式」を評価。学校の設置者主体調査の場合、この委員会を中心に調査すること。

(2) 日野市におけるいじめの現状、いじめの防止等のための基本方針について

■ 嶋崎委員（委員長）

- ・事務局に説明を依頼。

○ 事務局

資料 4：日野市立小中学校におけるいじめの認知件数及び解消率の推移

- ・図は認知件数の推移を示す。令和元年度から令和 4 年度にかけて大きく増加したが、これは「いじめを積極的に認知し、早期に対応する」考え方が学校に定着したためと捉えている。
- ・令和 7 年度の認知件数は小学校 939 件（前年度 916 件から増加）、中学校 171 件（前年度 209 件から減少）で、合計 1000 件を超えるいじめを認知。

- ・解消率は小学校 73%（昨年度 66%から上昇）、中学校 84%（昨年度 75%から上昇）と、小中学校ともに上昇。
- ・今後も各学校のいじめ対策・未然防止への支援、個別の事案への対応を継続。

資料 5：日野市いじめ防止基本方針

- ・市の基本的な考え方や取り組みを整理し、パブリックコメントを踏まえ、令和 8 年 6 月 29 日に日野市いじめ防止基本方針を改定。
- ・市立小中学校に対し、市の基本方針との整合性を図りながら、各学校の実態に応じた「学校いじめ防止基本方針」に改定することを依頼中。9 月末をめどに市教委と連携し完成を目指す。

■ 嶋崎委員（委員長）

- ・質問・意見を求める。

■ 豊岡委員（副委員長）

- ・認知件数変化に関する学校の意識を質問。発生防止の重要性を指摘。

○ 事務局

- ・生活指導主任研修を中心に、各学校への取り組みの理解と促進を図っている。学校全体のいじめに対する認識が変わり、今までは悪ふざけなどと捉えていたものをいじめとして認知し、組織的に対応するようになったと聞いており、数値の伸びや解消率に繋がっていると考えている。

■ 豊岡委員（副委員長）

- ・学校ごとの状況分析と発生防止が大事であると指摘。臨時の理事会があるためここで退席。

■ 嶋崎委員（委員長）

- ・他の質問・意見を求める。

■ 角南委員

- ・「いじめ 0 件」の学校の有無を確認。

○ 事務局

- ・令和 7 年度にいじめ 0 件の学校はない。ただし、1 件の学校は 2 校あった。

■ 角南委員

- ・今後、1 件、2 件であっても報告が上がるように進められているという理解でよいか。

○ 事務局

- ・その通り。

■ 浅野委員

- ・解消率の定義について質問。どのような状態になったら解消と判断されるか。客観的にわかるのか。

○ 事務局

- ・①行為の停止が一定期間（約 3 ヶ月）継続、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の双方を確実に確認して解消と判断すると回答。

■ 浅野委員

- ・特に 2 つ目の条件について、被害児童に確認しているのか。

○ 事務局

- ・その 2 点を確実に確認して解消としている。

■ 嶋崎委員（委員長）

- ・他の質問・意見を求める。

■ 古井委員

- ・「心身の苦痛を感じていないこと」を客観的に判断する上で、面談はどのような立場の人が行うのか。
また、そこに至るまでにどのような心理的ケアがなされているのか質問。

○ 事務局

- ・状況によって聞き取り相手は変わり、校内委員会で適任者を判断。担任と関係が良好であれば担任が、SC（スクールカウンセラー）等が連携している場合はSCが現状を聞くこともある。

■ 嶋崎委員（委員長）

- ・議事３点目だが、非公開であることを再確認。